

法人春日部

11月号

2020年(令和2年)11月10日発行

No.184



提供:東日本高速道路 株式会社

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)
久喜白岡ジャンクション



公益社団法人 春日部法人会
〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



竹内会長が郷間新署長と初会談



公益社団法人春日部法人会会長

春日部税務署長

竹内 光男氏 × 郷間 一男氏

春日部税務署の定期人事異動が7月10日付けで発令され、前高崎税務署署長の郷間一男氏が、春日部税務署の新署長に就任されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響など、公務ご多忙の中、当会竹内光男会長が訪問してインタビューに応じていただきました。

竹内会長 本日はご多用のところ、お時間をいただきありがとうございます。

税務署の皆さんの異動は民間に比べると間隔が短いように感じます。郷間署長は今回高崎税務署から異動と伺っていますが、これまでどのような仕事をされてこられたのでしょうか。

郷間署長 まずは、法人会の皆さまには、日頃より税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

皆さまとは、連携・協調を図りながら、円滑な税務行政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後

とも税務行政の良き理解者として、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、竹内会長からご質問いただきました私の経歴になりますが、税務署長は、昨年の高崎署、4年前に栃木県の大田原署を経験していますので、この春日部署で3署目になります。また、埼玉県内では、川越署の副署長を2年、お隣の越谷署の総務課長を1年勤めています。

勤務した税務署で長いのは、前任の高崎署になります。高崎署は、私の初任の署で、その後も勤務がありますので、都合3回8年間の勤務があります。

仕事の内容では、ほとんど徴収関係の事務が長くなり



ます。法人会の皆さまは、適正な申告と期限内納税を実践されている方ですので、差押えや公売といった滞納処分、徴収には関係のない方ばかりと承知しておりますが、今回の新型コロナの影響やお知り合いの方で納税について困っている方がいましたら、早目に税務署の徴収担当

に相談していただくよう、また、そのようにアドバイスしていただくようお願いいたします。

竹内会長 新型コロナウイルス感染症の影響で、あまり外に出ることができないと思いますが、春日部税務署に着任され、地域や企業の状況など、どのような印象を受けられましたか。

郷間署長 春日部税務署は、8市区町と管内面積が広く、72万人もの管内人口を抱えますので、関東信越国税局の中でも極めて規模の大きな署の一つだと思っております。

私は、蓮田市に平成6年から約2年間住んでおりましたので、市区町の位置関係ぐらひは分かりますが、細かな点は、まだまだ勉強中といったところです。当時、私の家の周辺には畑や田んぼがあったのですが、先日訪ねたところ、周囲は全くの住宅街に変わっており、一瞬、どこが元の家だったか分からなくなりましたので、この25年間でかなり開発が進んだことを実感した次第です。

新型コロナの影響で、法人会をはじめとする関係団体の皆さまと親しく意見交換する機会を持ってなくなっているのが残念ですが、管内の状況をしっかりと把握して、納税者の皆さまに満足していただける行政サービスを提供していきたいと考えています。

竹内会長 郷間署長はどちらのご出身でしょうか。

郷間署長 出身は栃木県で、JR宇都宮線の宇都宮から二つ手前に石橋駅というのがありますが、そこで生まれ育ちました。市町村合併で、今は「下野(しもつけ)市」になりましたが、巻き寿司に使われるかんぴょうぐらひしか特産品のない田舎町です。

粕壁や栗橋と同じように日光街道の宿場町だったそうですが、残念ながら、本陣など昔のものは何も残っていません。

竹内会長 栃木県のかんぴょう生産量は日本一だったでしょうか。栃木県と言えば、苺の生産量も日本一ですし、宇都宮市の餃子の消費量も浜松市と日本一を競っていたと記憶していますので、郷間署長のご出身の栃木県は日本一が多いですね。

郷間署長 そうですね。栃木県には、日光東照宮を含む日光の社寺が世界文化遺産として登録されていますし、観光地や温泉地なども数多くあります。また、食べ物も、苺や餃子のほか、佐野ラーメン、湯葉などおいしいものがたくさんあります。

春日部税務署管内にお住まいの方であれば、JR線や東武線を利用いただくか、車でも東北道を利用いただければ、あっという間ですので、新型コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、是非お出かけください。

竹内会長 ところで郷間署長は「ハイキング」がご趣味と伺いましたが、着任されてからハイキングには行かれていたのでしょうか。また、ウォーキングなどもされていらっしゃるのでしょうか。

郷間署長 二十代の若い頃には、本格的に山登りをしていました。先ほどもお話ししたとおり初任地が高崎でしたので、高崎市に住んでいた当時は社会人山岳会に所属し、毎週のように谷川岳の一の倉沢などに岩登りに行っていましたし、雪山や氷壁登攀(アイスクライミング)などもやっていました。

しかしながら、結婚して子供ができてからは、しばらく山にも行っていませんでしたが、ここ10年くらい前から、1~2か月に1回程度の割合で山歩きを再開しました。主に、日光などの北関東の山や尾瀬、上越県境の山などが多いです。

会長がおっしゃられるようなウォーキングなどはしていませんが、年齢の割には健脚ではないかと思っています。

竹内会長 法人会の青年部では、昨年より「医療費の削減」の観点から「健康企業」の取り組みを始めています。

郷間署長は、ハイキング以外で健康面を意識したご趣味などはお持ちですか。



CONTENTS

署長対談「竹内会長が郷間新署長と初会談」	2~5
春日部税務署定期人事異動	6
法人全国大会中止のお知らせ/県税からのお知らせ/税制改正提言	7~8
花と緑いっぱい運動/実務セミナー	9
青年部会/女性部会	10
税務署幹部との情報交換会/決算期別・新設法人説明会の開催について	11
「税に関する絵はがきコンクール」作品募集中	11
税についての作文コンクール	12~13

税務署だより	14~17
支部だより	18
部会自慢	19
思うがまま 久喜支部・栗橋支部	20
経営者のリスク管理	21
新入会員紹介/会員増強運動実施中/交流ゴルフ大会	22
法人会の会員サービス	23
「新しい生活様式」の実践例	24



<表紙について>

平成27年3月29日15時に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)久喜白岡JCTから境古河ICまでの19.6kmが開通しました。同年10月31日には、埼玉県内の圏央道が全線開通、平成29年2月26日につくば中央ICまで開通しました。久喜市からは都心を経由せずに関越道、中央道、常磐道、東名高速にアクセスできるようになり、所要時間が大幅に短縮されました。久喜白岡JCTが完成したことで、企業立地、雇用促進につながっています。東北道から圏央道に向かう際に上り坂となるJCTの進入路は、まるで天空につながる滑走路のような趣もありますが、利用者の皆様は間違っても離陸などしないよう安全運転をお願いいたします。

郷間署長 法人会で取り組まれている「健康企業」の考え方は、とても素晴らしいことだと思います。

お恥ずかしいことですが、私の普段の生活では、これといった運動はしていませんが、健康保持のため、バランスのよい食事を心がけています。

山歩き以外の趣味といたら、読書ぐらいでしょうか。推理小説や外国のものは苦手で、歴史ものやハウツーものを読んでいます。通勤時間中は、何か本を読んでいることがほとんどです。

竹内会長 新型コロナウイルス感染症の対応について、国税当局から様々な広報依頼があり、法人会でも広報誌やホームページなどで会員企業に周知を行っているところですか。

私たち企業は、新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受け、対応に苦慮しているところですが、税務署ではどのような影響がでているのでしょうか。

郷間署長 新型コロナウイルスに関する税制上の措置、例えば、欠損繰戻し還付制度や消費税の課税選択の変更、特例猶予制度などについては、会報誌など様々な広報を行っていただいております。誠にありがとうございます。

税制面以外でも、現在、感染症予防の観点から、来署される納税者の方には、マスクの着用、手指の消毒をお願いしておりますし、職員が定期的に面接場所のアルコール消毒等を行っておりますが、来署者の方の滞在時間を短くすることも感染症予防の一つと考えます。そのため、来署される納税者の方に事前予約をお願いし、お待たせすることなく対応するよう努めているところですので、電話での事前予約にご協力をお願いいたします。

また、年明けには令和2年度の所得税の確定申告が始まります。

所得税の確定申告については事前予約ではなく、来署されるすべての方に対応させていただきますが、ソーシャルディスタンスを考慮した対応となりますので、来署される方には、これまでよりもご不便をおかけすることも考えられます。

法人会会員の皆さまで所得税の確定申告をされる方は、国税庁ホームページで確定申告書を作成することができますので、ご自宅等で申告書を作成し、e-Tax、スマートフォン又は郵送でご提出いただけますようお願いいたします。

なお、所得税の確定申告の期間は、税務署に電話いただけますと、音声による所得税の確定申告の質問受付もできますので、ご不明な点については、電話でお問い合わせ願います。

竹内会長 各種説明会なども中止になると伺っています。

郷間署長 昨年までは、各種説明会を開催させていただきました。

法人会会員の皆さま向けにも例年案内しておりました年末調整説明会が、今年は、新型コロナウイルス感染症のため中止とさせていただきます。



今年は、基礎控除やお子さん等の扶養親族の控除に大きな変更があり、それに伴って年末調整の様式も改正されていますので、説明会で詳しく説明させていただいたところでしたが、会場における新型コロナウイルス予防対策を講じることが難しいと判断しました。

年末調整説明会に代えて、国税庁ホームページで動画配信をしていますので、是非ご利用いただきたいと思っております。

竹内会長 例年、法人会では税務署長をはじめ職員の皆さまにお力添えいただきながら、税に関する講演や説明会を開催するほか、一般の方々に税に関心をもていただくための啓発活動を実施していますが、コロナ禍のため、不特定多数が集う地域ごとの規模の大きなイベントがことごとく中止になっており、郷間署長に地域の賑わいを味わっていただけないのが残念です。

今回のようなことがあると、ますますe-Taxの必要性を感じますが、春日部税務署管内ではどのような状況なのでしょうか。

郷間署長 先ほども申し上げましたが、年明けには令和2年分の所得税の確定申告が始まります。

新型コロナウイルス感染症予防対策としては、3密を避けることが肝要と考えますが、昨年までは、この時期にかなり多くの方が来署されていました。

税務署では3密を避けるための対策は講じる予定ですが、ソーシャルディスタンスを考慮すると、受け入れられる人数が少なくなってしまう、それにより、受付を中断することも考えられます。

納税者の方がe-Taxやスマートフォンにより申告書を出していただければ、税務署としても大いに助かりますので、



法人会会員の方で所得税の確定申告をされる方は、是非ともe-Taxやスマートフォンによる申告書提出をお願いいたします。

なお、スマートフォンによる所得税の申告書作成については、2か所以上の勤務先から給与収入がある方や年金収入、副業の収入がある方など、利用いただける方の対象範囲を広げ、利便性の向上と環境整備を図っているところですか。

重ねて、e-Taxの利用促進につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、資本金1億円以上の法人については、電子申告が義務化されています。

これに伴い、電子申告による「財務諸表のCSV形式による提出」が可能になっているほか、電子申告により財務諸表が提出された場合には、県税事務所と税務署との情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする施策も実施されております。

竹内会長 法人会でも顧問税理士の協力をいただき、役員企業100%利用、従業員にもスマートフォンを利用した確定申告を進めていきたいと思っています。

郷間署長 竹内会長のご配慮には感謝に堪えません。ありがとうございます。

郷間署長 e-Taxの利用促進を図るためには、地域のオピニオンリーダーである法人会の会員の方々の皆さまのご協力が不可欠であり、皆さまからe-Taxの利用を地域の皆さまに勧めていただけますと、その普及も更に早まるものと考えておりますので、是非よろしくお願いたします。

竹内会長 春日部法人会はかつて7割の企業が会員であった時代もありましたが、景気や事業承継を機に、団体への加入が整理され、春日部税務署管内の1万社を超える企業のうち、当会の会員は現在4千社という状況です。

春日部法人会としましては、今後、活動内容を更に精査し、企業に役立つ事業を実施し、社団法人としての存在意義や活動内容を直接参加されていない会員に伝えていく必要があると考えています。

私ども春日部法人会では、自主性を持ちつつ、設立趣旨に則ったお手伝いをこれからもしていきたいと考えています。春日部法人会に対し、どのような活動を期待されるのか、最後にお言葉をいただければと思います。

郷間署長 従前から、法人会の皆さまにご協力いただきながら各種説明会、研修会などを開催していたところですが、今般のコロナ禍において、例年実施してきたものが実施できない状況になっております。

私どもとしましては、制限のある中ではありますが、納税者の適正申告、期限内納付を目指し、各種取組、情報発信を行っているところですか。

納税者の皆さまに広く周知を行い、理解を求めていくためには、法人会の皆さまのお力添えが不可欠と考えております。私どもも可能な限り法人会活動の充実のため支援して参りますので、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に向けて、皆さまの引き続きのお力添えをお願いいたします。



期日：令和2年10月7日(水) 於：春日部税務署署長室

春日部税務署の定期異動

令和2年7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。
 主な異動の速報を「法人春日部第183号(令和元年7月発行)」に掲載しました。今号では、転入された皆様に ①前任地 ②趣味・特技 ③好きな言葉・モットー をお伺いしました。(敬称略・順不同)

 <p>副署長 (総務・管運・徴収担当)</p> <p>蒲地 真克</p> <p>①竜ヶ崎税務署 副署長 ②日帰り温泉(健康ランド)巡り ③平常心是道(ビョウジョウシンゼドウ)</p>	 <p>副署長 (法人担当)</p> <p>石川 尚明</p> <p>①関東信越国税局 調査査察部 特別国税査察官 ②旅行、ハイキング、読書 ③為せば成る為さねば成らぬ 何事も成らぬは人の為さぬなりけり</p>	 <p>副署長 (個人・資産担当)</p> <p>清水 剛</p> <p>①東京国税局 総務部厚生課 課長補佐 ②バドミントン・バレーボール ③正範語録</p>
 <p>特別国税調査官 (法人担当)</p> <p>福澤 寿彦</p> <p>①川口税務署 特別国税調査官(法人担当) ②なし ③ああ人生に涙あり やる気!元気!根気!</p>	 <p>特別国税調査官 (広域事務処理担当)</p> <p>渡邊 秀夫</p> <p>①関東信越国税局 総務部税務相談室 主任相談官 ②スポーツ観賞 ③何事にも一生懸命に</p>	 <p>法人課税第一部門 統括国税調査官</p> <p>阿部 辰範</p> <p>①関東信越国税局 総務部人事第一課 人事専門官 ②映画鑑賞、健康づくり ③明るく楽しく元気よく</p>
 <p>法人課税第四部門 統括国税調査官</p> <p>前林 松広</p> <p>①上尾税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官 ②散歩 ③一期一会</p>	 <p>法人課税第五部門 統括国税調査官</p> <p>相馬 優</p> <p>①関東信越国税局 総務部税務相談室 相談官 ②スポーツ観戦 ③健康</p>	 <p>審理専門官 (法人担当)</p> <p>滝澤 吉輝</p> <p>①川越税務署 審理専門官(法人担当) ②ウォーキング ③一日一善</p>

異動・退任された皆様、大変お疲れ様でした。

署長	鈴木 健介(退任)
副署長(個人・資産担当)	高橋 久雄(退任)
副署長(総務・管運・徴収担当)	上野 敏和(税務大学校関東信越研修所 主任教育官)
副署長(法人担当)	草川 友典(名古屋国税局 中川税務署 特別国税調査官(法人))
特別国税調査官(法人担当)	生井 義二(関東信越国税局 総務部税務相談室 相談官)
特別国税調査官(広域事務処理担当)	佐藤 秀夫(任期満了)
法人課税第一部門統括国税調査官	渡辺 哲夫(館林税務署 特別国税調査官(法人))
法人課税第四部門統括国税調査官	田村 敦夫(関東信越国税局 総務部税務相談室 相談官)
法人課税第五部門統括国税調査官	松島 佐智恵(宇都宮税務署 法人課税第七部門 統括国税調査官)

コロナ禍で中止となった大会と大会宣言

本年度の全国大会・青年の集い 女性フォーラムの中止について

令和2年度に開催を予定していた全国法人会総連合主催の「第37回法人会全国大会(岩手・10/8)」 「第34回法人会全国青年の集い(島根・11/6)」 「第15回法人会全国女性フォーラム(愛媛・11/25)」 につきましては、

- ①新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、今後の感染症の状況や行政・施設の要請によっては、開催日間近に中止となる可能性があること、
 - ②開催する場合、会場収容人数の50%以内の要請により参加人数が例年の半数程度になると見込まれること、
 - ③参加者の安全確保等から運営上各種の制約を加えなければならないこと
- 等から、中止となりました。

本年度の中止により、当初予定していた開催予定地県連との調整の結果、令和3年度の各大会の開催地県連については現時点で次のとおり予定しています。

全国大会(岩手)
 全国青年の集い(佐賀)
 全国女性フォーラム(新潟)

令和3年度税制改正 スローガン

- ◆コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を!
- ◆厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

法人会からの提言

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます!

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体「公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。

地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超過国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額の債務が上乗せされました。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。

今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。

令和2年10月5日
 全国法人会総連合 意見広告

県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。ペイジーやクレジットカードを利用して、パソコン、スマートフォンから納税することもできます。納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、お早めに各県税事務所へご相談ください。また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和3年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課(TEL 048-830-2664 FAX 048-830-4737)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

令和3年度税制改正に関する提言(要約)

公益財団法人全国法人会総連合

1. 税・財政改革のあり方

(1) 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後は本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

(3) 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

(4) マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

2. 中小企業が事業継続するための税制措置

(1) 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

- ① 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- ② 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

(2) 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の

事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

① 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

② 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

(3) 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- ① 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- ② 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

(4) 地方税関係

- ① 固定資産税の抜本的見直し
- ② 事業所税の廃止 等

3. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。

そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。

これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

※紙面の関係で要約の掲載となりました。
詳細はホームページをご覧ください。

花と緑いっぱい運動



春日部法人会の花と緑いっぱい運動では、例年、税を考える週間を中心として、幅広い季節に、各支部で行われる市民祭り、産業祭、公開講演会などさまざまなイベントへ参加し、啓発品の配布や募金など多彩な活動を実施して、今年で25年を迎えます。

今年も、新型コロナウイルスの感染拡大により、軒並みイベントが中止となり、(表を参照)募金活動が難しい状況となっています。

そうした中、春日部支部、岩槻支部では、花の球根を学校などに配って花と緑によりコロナ禍であっても生き生きとした緑に囲まれた生活ができるよう、環境との共生を目指しています。



新型コロナウイルス感染防止策をとって「実務セミナー」を開催しました

新型コロナウイルス感染拡大が依然として収まらない中であっても、各法人の皆様は企業活動を継続されています。法人会では、感染防止策をとって、ご要望の多いセミナーを開催しました。

感染防止策として、受付時には、検温、健康状態の聞き取りを行い、マスク着用、手指のアルコール消毒を

一日でわかる総務の基本と実務

令和2年7月21日(火) 春日部商工会議所会館
講師: ㈱マスイージェンツ代表取締役 林忠史氏

内容は、総務の役割、サイクル、ルール、庶務、労務のポイント、総務に必要な知識と心構えなど



コロナ禍の影響もあって、例年よりも少ない参加となりましたが、参加者の皆様は、とても熱心に受講されていました。それぞれのセミナーの内容を今後の業務へ生かしていただけるものと考えています。春日部法人会では、受講された皆様から寄せられたご意見をもとに、今後も実務に役立つセミナーを開催してまいります。

さいたま緑のトラスト基金の感謝状贈呈式

7月16日午後には知事公館で、さいたま緑のトラスト基金の感謝状贈呈式が開催され、春日部法人会青年部西部地区長、小山洋行社会貢献特別委員長に出席いただきました。



《令和2年度》各支部の花と緑いっぱい運動 / 税の啓発活動

支部	実施年月日	催し名及び開催場所	実施状況
春日部	4/11(土)・11/7(土)	JAZZDAYかすかべ/中央町第4公園	中止
	6/6(土)・6/7(日)	粕壁エイサーまつり 2020/ふれあいキューブ	中止
	8/15(土)	春日部夕涼みフェスタin公園橋/古利根公園橋	中止
岩槻	10/17(土)・18(日)	第24回 かすかべ商工まつり/大沼運動公園	中止
	10/18(日)	第16回 岩槻やまふきまつり/岩槻文化公園	中止
	令和3年2月	(公社)春日部法人会岩槻支部グラウンド・ゴルフ大会/岩槻文化公園	中止
久喜市久喜市内4支部	10/18(日)	第34回 久喜市民まつり/久喜駅西口	中止
蓮田	11/1(日)	久喜市健康づくり食育推進大会/久喜総合文化会館	中止
	8/22(土)	第31回 はすだ市民まつり/のくぼ通り	中止
	11/3(火・祝)	雅楽谷の森フェスティバル/蓮田市役所	中止
幸手	11/28(土)	第9回 蓮田マラソン-スイーツ祭り-/黒浜公園蓮田松嶺高校	中止
	11/8(日)	第27回 幸手市民まつり/幸手駅前通り	中止
	10/25(日)	第31回 みやしろ産業祭/宮代町役場前 スキップ広場	中止
白岡	8/1(土)	白岡まつり(商工まつり)/市庁舎駐車場特設会場	中止
	11/21(土)	しらおか農業祭り/白岡味彩センター	中止
	11/23(月・祝)	わんぱく笑(商)店街(樺太市)/白岡駅西口周辺イベント広場	中止
葛西	11/3(火・祝)	久喜市葛西産業祭/あやめ公園	中止
栗橋	11/15(日)	栗橋やさしさ・ときめき祭/久喜市栗橋文化会館	中止
鷲宮	10/24(土)・25(日)	わしのみやコスモスフェスタ/鷲宮総合支所	中止
杉戸	7/11(土)・12(日)	杉戸夏まつり/日光街道	中止
庄和	11/3(火・祝)	杉戸町産業祭/アグリパークゆめすぎと	中止
	8/29(土)	春日部コミュニティ夏まつり2019/庄和総合公園	中止
庄和	11/1(日)	第37回 春日部市庄和地域産業祭/庄和総合公園	中止

お願いしました。

会場では、定期的な休憩と換気、机・イス等の除菌、アクリル板ガードの設置、通常定員の1/3以下の入場、座席指定などを実施しました。

講師にはフェイスシールドも装着していただきました。7月に実施した実務セミナーは下記の2つの講座です。

一日でわかる労務の基本と実践

令和2年7月28日(火) 春日部商工会議所会館
講師: ㈱マスイージェンツ代表取締役 林忠史氏

内容は、労務の役割、ルール、労務管理の内容、必要な規律、押さえるべきポイント、リスク回避、働き方改革への心構えなど



春日部法人会青年部がビジネスに役立つマジックセミナーを開催!!



さる9月11日(金)の午後7時～9時に春日部市民文化会館でマジカリストBillyさんによるビジネスに役立つマジックセミナーを開催しました。

このセミナーは、もともと2月29日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大のおそれありとの政府要請が出されたことから中止した催しです。

アクリル板の設置や、入室の際の検温、アルコールによる消毒等感染予防対策をとって、密にならない広い会場を

使用して、19人参加という少人数での開催となりました。名刺を使った出会いのマジック、コインを使ったハツとするマジック、お札を使ったびっくりマジック、最後に模造の焼売を手から出現させ、「これでおシューマイ」と観客と共に一体感のある華麗なマジックショーを展開していただきました。

ショーの合間に種明かしとマジックの講習をしていただきました。

マジックを習得することにより、より円滑なコミュニケーションを育むことができます。一度見せたら、相手に印象付けが容易に叶うというビジネスの場でも有効なテクニックを披露いただきました。

一緒にマジックを覚えようとする観客の皆さんからも「相手の心理を読み切った見せ方が凄イ!」などの声が上がリ、大変好評なセミナーとなりました。

租税教育講師養成研修

8月4日(火) 春日部市民文化会館大会議室



小学校6年生になると各学校で、「税の役割と大切さ」を学ぶ租税教室が開催されます。春日部税務署管内の令和

元年度の実績は、小学校93校中88校でした。

講師は、税務署、県税事務所、市町税務職員、税理士の方々を中心でしたが、開催校が中学校・高校・大学へと年々広がっていることから、法人会にも協力の要請をいただきました。

今年度は、学習指導要領の変更により、租税教育は前期に行うこととなっていました。新型コロナウイルス感

染拡大の影響で、休校期間があったことなどから、希望する学校も小学校93校中59校(9月30日現在)とかなり少なくなっています。

青年部会では一昨年からの講師の派遣を開始しましたが、女性部会でも昨年度から派遣することとなり、養成研修を行いました。指導を受けた部会員は、既に9月から活動を始めています。

今年度、青年部会と女性部会で担当する学校は7校です。

「租税教室」に講師を派遣しました



9月15日(火)に春日部法人会女性部会の講師派遣の皮切りとなる「租税教室」が杉戸町立杉戸高野台小学校で開催されました。

女性部会連絡協議会ブロック事業について

例年開催してきた女性部会連絡協議会ブロック事業については、令和2年度も東部は昨年の越谷会場に引き続き川口会場にて開催するように準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難であることから、今年度につきましては開催を中止いたします。令和3年度も川口会場にスライドして実施を予定しています。

女性部会の諸事業の実施について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で各種事業が中止となっている中、8月4日(火)第1回女性部会支部部長会議が開催され、今年度の諸事業について協議しました。視察研修、公開セミナー、税の講話とティーコンサート、芸術鑑賞会については中止とし、税に関する絵はがきコンクール、小学校「租税教室」への講師派遣は、引き続き実施することとなりました。



春日部税務署定期人事異動後の初会合となる情報交換会を開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、例年は8月に実施している情報交換会が、10月となってようやく開催できたものです。

春日部税務署からは、郷間署長をはじめとする幹部職員の皆様、当会からは、正副会長(支部長)・部長が出席して意見交換を行いました。

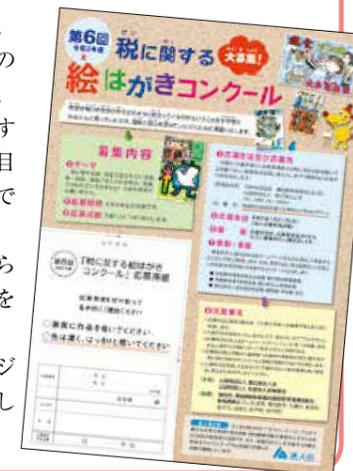
「各支部の取り組み」、「コロナ禍における国税局の取り組み」、「e-Taxのさらなる推進」などのテーマについて、法人会と税務署の幹部職員の意見交換や税務署からの助言をいただきました。

「税に関する絵はがきコンクール」作品募集中!

「税に関する絵はがきコンクール」は、次代を担う児童に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでいただき、その知識や感想を「絵はがき」に表現することで、税の理解をより深めることを目的に、法人会女性部会事業として全国で取り組まれている事業です。

春日部法人会では、平成27年度から募集を開始し、ただいま第6回の作品を募集中です。

入選作品は、本誌や本会ホームページに掲載する他、春日部税務署にも掲示します。



決算期別・新設法人説明会の開催について

今年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年2月に国税庁からの連絡を受け、決算期別法人説明会、新設法人説明会ともに開催できませんでしたが、9月17日に全国法人会総連合宛に国税庁から各局署における開催場所の周辺地域の感染状況等を考慮し、開催が可能であると判断した場合には、再開することとしたとの文書が発出されました。全国法人会総連合では、これを受けて、10月5日感染防止策をとって再開可能となった旨の文書を各都道府県連宛に連絡しました。

決算期別法人説明会、新設法人説明会は、いずれも関東信越税理士会春日部支部所属税理士及び春日部税務署担当官により開催されますが、今後調整しながら11月以降の開催に向け準備を進めていきたいと考えています。

なお、税務署からの通知は、税理士関与のない法人に対して送付されることとなっております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者を目指すもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙と
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
法人会のキャッチフレーズ
めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

～ 全国法人会総連合 ～

中学生の「税についての作文」

29校から3,126編の応募

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で54回目となる歴史ある事業です。法人会では、全国組織である全国法人会総連合が後援しています。

例年、全国では約7,500校、60万を超える応募がありますが、埼玉県は、東京都に次いで全国でも2番目に多い応募者となっていました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から休校措置をとるなど、学校生活にも大きな支障がありました

が、春日部税務署管内の中学校では、29校、3,126編の応募があり、9月16日、春日部税務署において地区審査会が行われました。

今年の作文には、新型コロナウイルス感染拡大の影響に触れた作品が多く、感染症対策にぜひ税を使って欲しいなどの作品も見られました。また、学校生活や公共サービスと税の関わり、消費税の用途、社会生活と税、納税者となった時の心構えなど、中学生の視点で税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、更に県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では、審査結果と優秀作品を紹介します。

春日部法人会会長賞決定! 地区審査会の結果、今年度の春日部法人会会長賞が決定しました。

春日部市立武里中学校3年 三ノ輪怜花さん 「わたしたちを支える税金」

「税についての作文」優秀協力校へ法人会支部長賞を贈呈

春日部法人会では、租税教室同様、中学生の時期に税について考えることは意義あるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

春日部法人会各支部では、特に募集に功績のあった下記の学校に支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立豊春中学校	白岡	白岡市立南中学校
岩槻	さいたま市立西原中学校	菖蒲	久喜市立菖蒲南中学校
久喜	久喜市立久喜南中学校	栗橋	久喜市立栗橋東中学校
蓮田	蓮田市立黒浜中学校	鷲宮	久喜市立鷲宮西中学校
幸手	幸手市立西中学校	杉戸	今年度は応募なし
宮代	宮代町立前原中学校	庄和	春日部市立飯沼中学校



小中学生の税についての考えや思いに触れる...

入選作品の一部は、本誌に掲載し、ご紹介します。今号は、春日部法人会会長賞受賞作品です。

春日部法人会会長賞

わたしたちを支える税金

春日部市立武里中学校 3年
三ノ輪怜花さん

2019年10月から消費税が8%から10%に上がった。私の家族は消費税が上がる前にたくさん買いだめをした。その買い物に付き合いながら、なぜ消費税を上げるのか疑問に思っていた。この作文を書くにあたって、まず消費税について調べてみた。

消費税は社会保障四経費（年金、医療、介護、子ども、子育て支援）に充てるための税で、少子高齢化への対策であることがわかった。日本が世界一の少子高齢社会であることを考えると、10%でも足りないかもしれない。次に、税金全般についてパンフレットを使って調べてみた。

もしも税金がなかったら、毎日使う道路に穴が開いたままだったり、ごみが収集されずに放置されたままで町の景観が悪くなるなど、生活の質が落ちてトラブルが起こりやすくなる。一番困るのは教育だ。もしも税金がなかったら、保護者が教育費をすべて支払うことになる。中学生一人で年間約百万円。親が払えなくて学校に通えない子どもがたくさん出てくるだろう。学校に通えなければ、将来の仕事を自由に選べないかもしれない。夢を叶えられない社会は暗い社会になると思う。

病院はどうだろう。私はよく皮膚科に行って薬をもらうが、春日部市では子どもの医療費を税金で助成しているから、私の医療費は無料だ。幼い頃から皮膚科に通う頻度が高かった私は、もしも自費なら今までに何十万円もか

かっている、父母に負担をかけたと思う。

ところで、私の祖父は農作物を作っている。おとし大きな台風がきて、祖父が丹精込めた農作物はすべて出荷できない状態になり、祖父も私も気持ちが落ち込んだ。だが、それからしばらくたった日、畑に新しい苗が見えたのだ。祖父に「これ、どうしたの」と聞くと、祖父は「国から補償金が出たから、もう一回植えてみようと思ってなあ。」と答えた。その時はわからなかったけれど、今回調べたら「農業災害補償制度」という公的保険があって、共済の掛け金は農家が出すが、国も税金で一部負担していることがわかった。祖父の生きがいといえる農業が続けられる...なんだか、税金に温かい血が通っているような、そんな気持ちになった。

税金は、国民を助けるためのものだとよくわかった。今、私たちが治安のよい日本であたり前の生活をあたり前に送っているのも、税金を納める国民と、ちゃんと運用している国や県・市のおかげだ。私のように興味を持って調べてみれば、あなたにもそれがわかる。今の私は父母のお金の一部を消費税として支払うことしかできないが、大人になったら、たくさん稼いでたくさん税金を払いたい。まず、自分や家族のために。そして今、中学生の私にあたり前の生活をさせてくれる、たくさんの大人の皆さんを支えるためにも。



国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては**開催を中止**することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに**年末調整特集ページ** (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するFAQを裏面に記載しております。



- Q** 年末調整の方法について知りたいのですが。
- A** 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。
- Q** 昨年の年末調整との変更点を教えてください。
- A** 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。
- Q** 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？
- A** 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。詳しくは次のQ&Aをご覧ください。
- Q** これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？
- A** 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただく、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。
また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。
- Q** 年末調整の相談や手続をオンラインでできますか？
- A** 国税庁ホームページでは、年末調整の手続に関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご利用ください。
- Q** 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？
- A** 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。
なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。
また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご利用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（年末調整特集ページ）



申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面

パソコン画面

※ 55万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のもので、

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面を見てね！



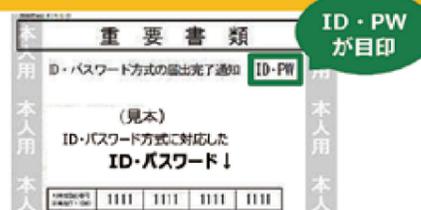
② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

岩槻支部



岩槻区役所にエコバッグを進呈 R2年7月16日(木)

7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化がスタートしました。

新しい暮らしの習慣がはじまることを機に、岩槻支部では「エコバッグ」を作製し、「SDGs(2030年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標)」の1つである「14.海の豊かさを守ろう-マイクロプラスチックの削減」に取組みます。

7月16日(木)16:00から春日部法人会竹内会長



▲武蔵野銀行 森山支店長
代理:東海林次長(左)

埼玉縣信用金庫 伊藤支店長
代理:本島次長(左)



▲埼玉りそな銀行
谷支店長(左)



(岩槻支部長)、長野副支部長、山田副支部長、多ヶ谷副支部長が岩槻区役所区長室を訪れ、岩槻区の沼尻裕一区长、長谷川司 副区長兼くらし応援室長にエコバッグを1,000袋進呈しました。

また、10月13日(火)には岩槻区内各金融機関を竹内会長が訪れ、春日部法人会のPR、会員増強のために1,300袋進呈しました。

春日部支部



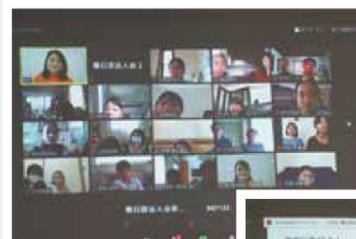
コロナ禍の中、親子マネー講をオンラインで開催 R2年9月27日(日)

春日部支部青年部では、年に2回親子マネー講座を開催し、既に16回を数えています。

今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、7月25日(土)に開催を予定していた講座をZOOMによるオンラインセミナー形式で9月27日(日)に開催しました。

なるほど・ザ・マネー〜世界のお金・日本のお金スペシャル〜と題した講座では、まず、子どもたちの大好きなハンバーガーを題材に、その原材料が、どこの国から来たのか、モノやお金を通じて世界は貿易によりつながっていることを学習しました。

次に世界6カ国の旅行をオンラインで疑似体験し、



その国で使われているお金や人々の暮らし、外国為替などについて、ファイナンシャルプランナーの八木陽子先生と助手の小峯洋子先生から楽しく学ぶことができました。

子どもたちは思いのほかZOOMに慣れていて、次々とチャットで感想を入力し、ワイワイ楽しく親子でお金や税金の勉強が体験でき、大変貴重な経験になったことと思われま。

お送りいただいた感想を拝見すると、ぜひこれからも続けて欲しいとのご意見が多数あり、スタッフ一同も初めての試みではありましたが、無事に開催することができ、とてもやりがいのある行事だったと感じています。

部会自慢 BUKAIJIMAN

青年部会 公益社団法人春日部法人 青年部会

部会長 森 伊久磨 蓮田支部 / 合同会社 Life Lab 代表
部会員 196名(県内最多) ※宮代支部は活動休止中

青年部会は、会員企業に所属する満50歳までの若手経営者・幹部等が加入する部会です。青年の柔軟な発想と行動力で本会事業の推進、独自の研修、親睦交流等を通じて、経営者としての資質向上を目指し、全国の法人会に結成されています。春日部法人会の青年部会は、全国的に見ても最大級の部会員です。

2015年度にはこれまでの組織と活動を精査し「活動指針2015」を策定しました。これは、公益法人としての新たな活動の方向性、支部を3ブロックに分けた事業の実施や役員選出のルール等をまとめたものです。

各ブロック持ち回りで担当している事業の実施状況は以下の写真でご紹介します。また、小学生を対象とした租税教育への取り組みが進み、学校への講師派遣に加え、春日部・岩槻・久喜(鶯宮)・幸手支部ではオリジナルプログラムによる事業が実施しています。

女性部会 公益社団法人春日部法人会 女性部会

部会長 丸山 淳子 岩槻支部 / 医療法人慈正会丸山記念総合病院
部会員 287名(県内2位)

女性部会は、会員企業の女性経営者・幹部等が加入する部会です。女性としての視点で本会事業を推進するとともに、様々な事業を通じて、自己啓発を図ることを目的として全国の法人会に結成されています。春日部法人会の女性部会は、県内で2番目、全国的に見ても会員数の多い組織です。

主な事業は以下の写真でご紹介しますが、各支部でもガーデニングやフラワーアートなど女性視点の様々な公開講を開催しています。

特に小学生への「租税教育」に関する事業では、小学校への資料贈呈、6学年を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」、授業への講師派遣に取り組み、助け合いの制度としての税の役割や大切さを伝えています。

主な事業内容



コロナ禍の経営者として

久喜支部

株式会社アウル
代表取締役 柴木 健之



私は、37歳の時に先代の父が逝去し弊社の社長に就任いたしました。その時代は東日本大震災直後でありました。新米の経営者であった私ですが、父の代からの従業員に助けられこれまで会社を経営することが出来たのは言うまでもありません。

私共の事業はビルメンテナンス業であります。コロナ禍においては不況業種に認定されることになりました。弊社でも3月頃からお客様より突如休館の知らせが入り、従業員に仕事が出来ない旨の通知を慌ただしく伝え、売上が減少する事態となりました。

根っからのポジティブな私は、新型コロナウイルスを乗り越える経営者となり、東日本大震災から支えて

くれた従業員へ今度は私が返す番だと考えております。具体的にどの様な行動を起こしたかという、新型コロナウイルス感染症の消毒業務を受注すべく、受入先の医療機関に対し、弊社のガウンテクニックと消毒技術の説明の中で「医療従事者の皆様が治療に専念することが出来る様に、消毒に関する環境整備は弊社にお任せください」とお伝えさせて頂きました。

先代からの役員には社長が現場に入らないこと条件付きで理解をしてもらい、現在では埼玉県内6病院の消毒を受注させて頂いております。

私の次の課題は、数年後に必ず来る不況を見据えながら、新型コロナウイルスの薬が開発され、アフターコロナの時代になった時の準備を整え、変化を恐れず知恵を絞り次の時代への生き残ることだと考えております。



株式会社 アウル

会社と私

栗橋支部

有限会社大和興業
代表取締役 番場 和子



私の会社は、金属の加工、溶接を営んでいます。会社創立28年社内外注で仕事をしています。以前お弁当屋さん、パートで働いていましたが、「仕事を手伝ってくれないか」と夫に言われ、私もその会社に勤めたことがあり、内容がわかっていましたので快く引き受け、二人で一生懸命頑張りました。やがて、従業員にも恵まれ軌道にどんどん乗って、収入も右肩上がりでした。

しばらくして、民生委員の役員を頼まれ受けること

となりました。母が健在でしたので、昼食などは、私が少し手を加えるという日々で母に頼っていました。だんだんと母も年を取り、体の不調を言うようになり私がすべてやることとなりますが、母の介護、民生委員活動、仕事、農作業と目まぐるしく動いてきたことは、一生忘れないですし、実のある充実した日々を送れたのも家族のお陰と感謝する次第です。民生委員は、2期6年無事終了し、母も永眠し、少し肩の荷が軽くなった感じがいたします。

今は、忙しい時に、プレスの仕事をしたり、鋼材を切ったり、曲げたりとのんびり仕事をしています。仕事がない時は、家庭菜園や庭木の手入れ、畑の草取りなど毎日楽しく過ごしています。まだまだ新型コロナウイルスの感染が収まっていませんが、自分で作った野菜やくだものを食べて、元気に頑張りたいと思います。

有限会社 大和興業

住所:久喜市高柳2315
電話:0480-52-2206

経営者のリスク管理

緊急資金対策と生命保険

コロナ禍により多くの中小企業経営が困窮している事が伺えます。一番の課題はやはり資金繰りでしょう。

資金繰り対策として多く見受けられるのが役員給与の減額です。経営者自ら役員給与を減額してでも従業員を救おうという日本の中小企業に多くに見られる対策です。

本来ならば役員給与は税法上「定期同額給与」とされており、年度の途中での変更は損金算入が認められない事になっていますが、「コロナ禍での業績悪化による改定」は、税法上の「業績悪化改定事由」に該当すると考えられますので、役員給与減額は損金算入が認められることになります。これに関しては、国税庁から「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取り扱いに関するFAQ(4月13日付)」が出ています。ただ、一概に売上の何%減少すればなどの線引きはありませんので注意が必要です。

役員借入も増えています。コロナ禍で業績が落ち込んで会社の資金、特に人件費を中心とした運転資金が逼迫したことから、社長の個人資金を会社に入れる対策です。

その金額は、平時でも全国平均で1社当たり約3,000万円といわれていますが、コロナ禍によってじわり増えているのです。

この借入は会社にとっては「気楽な借金」ですが、社長にとっては「空気のような貸付債権」です。債権ですから、社長に万一の時には、その金額がそのまま社長の「相続財産」として加算されることになり、結果、思わぬ相

続税となって遺族にのしかかり、知らなかったでは済まされなくなるのです。

例えば、社長の相続財産が多額でそこに3,000万円の役員借入金に加算されたらどうなるでしょう。一気に最高税率55%まで跳ね上がるなんてこともあるわけです。そうすると、遺産分割協議や事業承継、相続税の負担割合に至るまで、相続人間の揉め事の火種になります。出来れば早くに消しておきたいものです。

対策として活用したいのが法人契約の生命保険です。役員借入金を会社のリスクの一つとして、社長を被保険者とする生命保険で対策します。社長に万一の時、受取人である会社に保険金が入るので、役員借入金の返済財源として、また社長遺族の相続税資金、遺産分割対策資金としても活用できるのです。

緊急資金対策として、また穏便な相続・事業承継のためにも、生命保険の活用はリスクマネジメントの強い味方なのです。

著者プロフィール: 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法学会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先 大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
AIG損害保険株式会社 埼玉支店……………電話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

新入会員ご紹介

(令和2年6月1日～9月30日新入会員)

◎春日部支部	有限会社タイガー物流	春日部市栄町1-246	貨物自動車運送業
	山口工業株式会社	杉戸町堤根4204-4	建設業
	有限会社寿商事(味噌屋せいべえ)	春日部市西八木崎2-1-11	飲食業(ラーメン店)
	株式会社エクステリア浜島	春日部市梅田本町2-10-4	外構工事業
ほか賛助個人会員2件			
◎岩槻支部	株式会社アイモデリング	さいたま市岩槻区城町2-6-56	型販売
	新日基株式会社	さいたま市岩槻区末田2161-1	建設業
	株式会社エフ・エー物流	さいたま市岩槻区掛7940-1	運送業
	ほか正会員3件 賛助法人会員3件 賛助個人会員1件		
◎蓮田支部	藤塗装	蓮田市椿山3-4-9	建築業(塗装)
◎白岡支部	有限会社白岡総合園芸	白岡市小久喜966-1	造園業
◎菖蒲支部	正会員1件		
◎栗橋支部	まごころリフォーム株式会社	久喜市小右衛門1369-2	リフォーム業
◎鷲宮支部	株式会社4U	久喜市小右衛門801-7	サービス業
◎杉戸支部	株式会社OAB	杉戸町堤根4542-1	中古車販売業
	株式会社巴工業	杉戸町才羽750-4	機械解体業



会員増強運動展開中 会員をご紹介ください

9月～12月は会員増強特別強化月間

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約11,500の法人がありますが、このうち37%の4,200社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官を講師に迎えた説明会や研修会、著名人の講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「経理」や「総務」

に関する実務的なセミナーが定員を超える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や賀詞交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈が広がることも法人会の大きなメリットです。交流から、提携先の拡大やコラボによる新たな業務への発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面から活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局にお願いします。

第10回 会員交流ゴルフ大会

10月15日(木) フレンドシップカントリークラブ

会員相互の交流と新規会員勧誘を目的に開催しているゴルフ大会で第10回の記念となる大会です。

今年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催が危ぶまれましたが、プレー後のパーティを中止し、前半9ホールのスコアで順位付けをさせていただくといった形式での開催となりました。昨年に引き続き、全支部から22組83名の皆さんに参加いただきました。

優勝は、岩槻支部大島道雄さん、準優勝は幸手支

部佐伯昌則さん、ベスグロ賞男子は、久喜支部蓮実久司さん、ベスグロ賞女子は、庄和支部館浦みちるさんが受賞されました。

税の啓発活動や社会貢献活動と共に、会員相互の交流・親睦の機会は、広域で様々な業種の方々が会員である法人会ならではの活動です。

皆様、大変お疲れ様でした。



法人会の会員サービス

埼玉県法人会連合会の事業

詳しくは下記提携先または法人会事務局へお問い合わせください。

種類	サービス内容	提携先	優遇概略(金額概算)
インターネットバンキング	初年度手数料無料または減免	埼玉りそな銀行	<ul style="list-style-type: none"> りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料:月額5,500円を初年度半年間2,750円に50%減免(計16,500円減免) りそなビジネスダイレクト(Mini) 基本手数料:月額2,200円を初年度半年間全額免除(計13,200円免除)
		武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> むさしのビジネスダイレクト 契約手数料:5,500円、手数料:月額3,300円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> さいしんダイレクトビジネス 基本利用料:月額2,200円を初年度全額免除(計26,400円免除)
		川口信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 法人向けインターネットバンキング 基本手数料:月額3,300円を初年度全額免除(計39,600円免除)
		青木信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 新インターネットバンキング(法人) 基本手数料:月額1,100円を初年度全額免除(計13,200円免除)
		飯能信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> はんしんWeb-FBサービス 基本手数料:月額1,100円を初年度全額免除(計13,200円免除)
法人会サポートローン	各種手数料等免除または金利優遇	埼玉りそな銀行	<ul style="list-style-type: none"> りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料11,000円免除
		武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> むさしの「企業力」 金利0.2%優遇
		埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成
遺言信託	取扱手数料優遇または提携信託紹介	埼玉りそな銀行	<ul style="list-style-type: none"> 契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	<ul style="list-style-type: none"> むさしの「遺言信託」(遺言作成サポートサービス付) 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> 株山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	<ul style="list-style-type: none"> ほがらか信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引
企業情報・格付情報照会サービス	企業間における信用リスク調査を低料金で提供	AGS株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 企業情報+格付け情報を2,000円(税別)で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
PET検診	がんPET検診料金1割引	国立がん研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 1人当たり検診料金1割引 サービス対象:会員企業代表者とその配偶者、従業員とその配偶者
法人ゴールドカード	年会費無料	りそなカード	<ul style="list-style-type: none"> 実質年会費無料(通常年会費10,000円) ※年会費初年度無料、年間250万円以上で次年度年会費無料

春日部法人会の実施する主な事業

会員の皆様には広報誌・ホームページ等でご案内します。資料は、広報誌と一緒に、お届けします。

研修・セミナー	新設法人説明会、決算期別説明会:税理士・税務署担当官による説明会。個別に案内があります
	実務セミナー:総務・経理・節税・年金など、企業経営に直結する実務的なセミナー
	インターネットセミナー:自宅や職場から、いつでもどこでも、無料で受講できます
公開講演会	誰でも知っている著名な講師が「政治経済」「時事」等、本音で語ります
税資料の提供	毎年改正される税情報を解りやすく解説した最新の資料を広報誌と共に送付します
福利厚生制度	企業・経営者・財産・従業員を守る様々な保険制度を提供。会員のみ加入できるものや割引制度も
租税教育	次代を担う子どもたちに、税の役割を伝えます。税に関する絵はがきコンクール(小学生)、税についての作文(中学生)、租税教育(学校への講師派遣)、親子マネー講座
地域イベントへの出展	夏まつり・商工まつりなど、地域の様々なイベントに参加し、「花と緑いっぱい運動」「さいたま緑のトラスト基金への募金」を展開しています
出合いのチャンス	団体活動の魅力は交流・親睦。ゴルフ大会・芸術鑑賞会・青年部会交流事業・視察研修など、さまざまな異業種交流の機会があります

※事業は、年4回発行の広報誌、毎週更新のホームページで紹介しています。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて早く済ませる
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成